

凡例

問合わせ(申込先)

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

区政を話し合う会

昨年11月4日に、区役所で「区政を話し合う会」を開催しました。区内で活動している各種団体の方と区長、区および区内官公署の幹部職員が活発に意見交換をしました。

当日のご意見の中から幾つかをご紹介します。

意見1 道路の歩行環境について

日本橋社会教育会館に向かう人形町かいわいでは、道路の路側帯内に物が置かれ、歩行が困難になっています。主に自転車、飲食店の看板、植木などが並べられ、歩行者が危険を感じる事が多い状況です。注意を促していただきたいと思っています。

回答1 環境土木部長
道路上に自転車、看板、商品、

電気自動車用電気工口(急速充電)スタンドのご案内

区では、自動車公害や地球温暖化対策の一環として低公害車の普及を促進するために、区営駐車場に電気自動車用電気工口(急速充電)スタンドを設置しています。

設置場所

- ・中央区役所附属駐車場 築地1-1-1
- ・浜町公園地下駐車場 日本橋浜町2-59-4
- ・月島駐車場 月島4-1-1

利用時間

- ・中央区役所附属駐車場 終日

意見2 「脳ドックを区民健診へ」

脳梗塞・くも膜下出血などの脳卒中による後遺症の方や認知症の方などを多く見掛けるようになりまし。予防の1つとして、MRIによる脳ドックを、ぜひ区民健診に取り入れてほしいと思います。

回答2 福祉保健部長

脳ドックは自覚症状がないような段階でも脳疾患、あるいはそのリスクを発見して脳の病気を未然に防ぐ効果があるとされています。区民健診では、65歳以上の方を対象とする生活機能評価の中に脳疾患に関する質問項目を設けていますが、脳ドックは実施していません。

脳ドックを行うには高度な医療機器が必要ですが、現在区内でそのような医療機器を備え、受診できる医療機関が十分ではないと考えられます。また、費用も高額となり、区の財政負担や区民の方の自己負担についての課題もあります。今後は千葉市や入間市などの実施自治体の状況を研究していくとともに、現在区民健診を委託している医師会との定期的な会議の場などを通じて話し合っていきたいと思っています。

意見3 客引き行為に対する現状の取り組みや課題、今後の方針などについて

ここ数年、銀座でも路上の客引き行為などの問題が多くなってきました。中央区でも客引きは条例で禁止されていると思いますが、現状の取り組みや課題、今後の方針などについてお聞かせください。

回答3 防災危機管理室長
現在、繁華街における客引

きが、銀座や八重洲、人形町地区などにおいて出現している状況にあります。悪質な客引き行為に対しては、都の迷惑防止条例に基づき警察による取り締まりが行われていますが、それらには該当しない交差点での居酒屋などの客引き行為は夜間を中心に発生しているため、区でも定期的に視察し現状把握に努めています。

区では、生活安全意識の向上や犯罪防止を図るため、平成16年に条例を制定し、区民や事業所による自主的な防犯活動を支援してきました。その後、繁華街での客引き行為や勧誘・宣伝行為が増加したことから、平成25年4月には事業者の責務として客引き行為などを禁止する旨、条例に明記し、地域の皆さんが客引き撲滅のためのパトロール活動などに積極的に取り組めるよう改正を行ったところです。また、この改正に併せて、地域ぐるみの安全安心なまちづくりを推進するため、区と区内4警察署が覚書を締結し、防犯活動がより活発化するよう必要な助言や協力を行うなどの協力関係強化を図りました。今後とも、引き続き区内の防犯パトロール活動への支援に取り組むとともに、繁華街における客引き行為などの実態把握や、より効果的な取り組みの研究に努め、地域の皆さんをはじめ、警察署や道路管理者など関係行政機関とも連携を深めながら、地域の環境浄化に取り組んでまいりたいと思います。

現在、繁華街における客引

事業者の皆さんへ ふれあい作業所からの お知らせ

ふれあい作業所は、働く意欲のある高齢の方や障害のある方に簡易な加工作業の仕事を提供し、生きがいと生活の安定を図っていただくことを目的とした施設です。

作業所では次のような簡単な仕事を行っています。事業者の方で、このような仕事や外注に出したい仕事、内職として家庭でできる仕事がありましたら、ぜひご連絡ください。

●受注する仕事には、受託加工料が掛かります。この受託加工料は、作業所利用者の工賃になります。
●福祉センター管理係
☎(3545)9311

月島・人形町駐車場の定期利用者募集

区営月島駐車場・区営人形町駐車場の定期利用者を別表のとおり募集します。

30年5月31日まで(2年間)となり。なお、低排出ガス車(4つ星マーク車)などの低公害車で、かつ平成22年度燃費基準達成車以上(平成27年度燃費基準達成車を含む)に該当する車両は、優遇制度がありますので、書類提出時に申し出て下さい。

●詳しくはお問合せください。
●環境政策課交通対策係
☎(3546)5667

別表	月島駐車場	人形町駐車場
所在地	月島4-1-1 (月島区民センター地下)	日本橋人形町1-1-17 (日本橋小学校地下)
利用期間	6月1日～平成30年5月31日	
募集台数	36台(区民割当のみ)	区民割当 25台 事業所等割当 5台
駐車できる車	普通自動車・小型自動車・軽自動車(二輪車を除く)で全長5m以下・幅2m以下・高さ2m以下の車	普通自動車・小型自動車・軽自動車(二輪車を除く)で全長5m以下・幅2m以下・高さ2.3m以下の車
申込資格	月島地域の区民の方 ◎申込台数は1世帯(1事業所など)当たり1台とします。	日本橋地域の区民および事業所などの代表者の方
使用料	月額35,000円	月額40,000円
定期駐車利用申込書配布期間および場所	2月1日(月)～19日(金) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) 区役所7階環境政策課交通対策係 ◎下記の時間で、各駐車場でも配布しています。	
受付期間および場所	月島駐車場内管理室 (午前7時～午後10時)	人形町駐車場内管理室 (午前7時～午後10時)
提出書類	[区民・事業所など共通] ・定期駐車利用申込書 ・自動車検査証の写し [事業所など] ・事業所などの所在地、代表者を確認できる書類(法人登記簿謄本の写しなど)	
低公害車優遇制度対象車など	・対象車種は国土交通省認定の低排出ガス車(4つ星マーク車)・ハイブリット車・電気自動車などで、かつ平成22年度燃費基準達成以上(平成27年度燃費基準達成車を含む)に該当する自動車です。 ・対象車両は駐車料金が月6,000円割引となります。 ・申込者が定数を超えた場合は、上記優遇制度対象車を優先して割り当てます。 ・優先とは、区民割当・事業所等割当内での優遇とし、優遇車以外との抽選倍率が優遇されることです。	
その他	・申込みできる車両は、申込者の所有または使用の車両(車検証に記載あるもの)に限ります。 ・申込多数の場合は、公開抽選となります。 ・駐車場の利用は申込みをした車両のみに限定します。 ・入庫・出庫は定期券(パスカード)により24時間可能です。 ・定期駐車使用料は、前月末までに駐車場管理室で現金による支払いとなります。	